



第1章 環境基本計画の基本的事項

この章では、南房総市環境基本計画を策定する背景や目的、位置付け等について整理しています。

第1章

1-1 環境基本計画策定の背景

1) 環境問題の変遷

昭和30年代から昭和40年代後半まで続いた高度経済成長期の社会経済活動は、都市化や産業の進展などをもたらしましたが、合わせて水質汚濁や大気汚染、廃棄物問題等をはじめとした産業公害や自然破壊も生じさせました。その後、国をあげての公害問題への取り組み等により、公害問題は沈静化してきましたが、現在は資源・エネルギーの大量消費等による地球温暖化*やオゾン層*の破壊等の地球規模の環境問題が顕在化し、これへの対応が急がれています。

地球温暖化*に関しては、IPCC(気候変動に関する政府間パネル) *によるAR4(第4次評価報告書)の中でも、「地球温暖化*には疑う余地がない」と断定されており、生態系*や自然環境、人間社会へも影響が現れています。この20世紀半ば以降の地球温暖化*は、人間活動による二酸化炭素排出量の増加によってもたらされた可能性が非常に高いと指摘しています。

このように今日の環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きく起因しています。そのため、環境問題を解決していくためには、一人ひとりのライフスタイルや従来の社会経済活動の見直しなどが必要とされています。

2) 国の動き

わが国では、環境政策の新しい理念や政策の枠組みを確立する必要があるとの判断のもとに、平成5年(1993年)11月に「環境基本法*」が制定されました。それを受けて平成6年(1994年)12月に、わが国初の総合的環境計画となる「環境基本計画」が策定されました。この中では、地方公共団体に期待される役割として、「地域の環境保全に関する基本的な計画の策定と実行」が挙げられています。

その後、2度の見直しを行い、平成18年(2006年)4月に閣議決定された「第三次環境基本計画」では、今後の環境政策の展開の方向として環境と経済の好循環を提示し、さらに社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示しており、『環境から拓く 新たなゆたかさへの道』という副題が付けられています。

3) 県の動き

千葉県では、平成8年(1996年)8月に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて環境行政を進めてきましたが、近年の環境問題をめぐる著しい状況の変化に対応するために計画の全面的な見直しを行い、平成20年(2008年)3月に新しい「千葉県環境基本計画」を策定しました。

新しい「千葉県環境基本計画」では、基本目標として「ずっと豊かで安心して暮らしている千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」を掲げています。

注) 本文中の* (アスタリスク) は、巻末の用語集に解説があることを示します。

4) 市の動き

南房総市では、環境の保全と創造についての基本理念、市、事業者、市民及び滞在者の責務、環境の保全等を定めた「南房総市環境基本条例」を平成20年1月に施行しました。

「南房総市環境基本計画（以下「環境基本計画」とする）」は、この環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

1-2 計画の目的、期間及び対象地域

1) 計画の目的

「環境基本計画」は、南房総市環境基本条例第1条に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2) 計画の期間

平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

3) 計画の対象地域

南房総市の市域全体を対象地域とし、広域的に影響が生じる事項については、国、県及び周辺市町村との連携を視野に入れます。

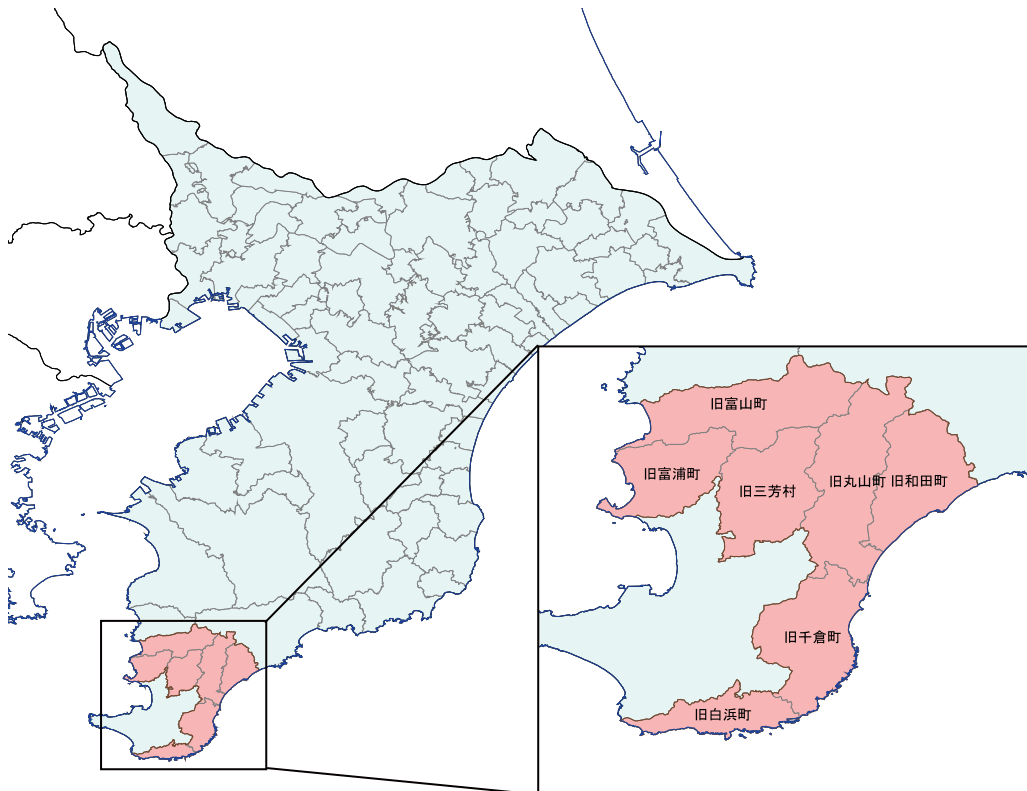


図1-1 南房総市の位置

第1章

1-3 計画の主体及び位置付け

1) 計画の主体

「環境基本計画」の主体は、南房総市環境基本条例に基づき、市、事業者、市民及び滞在者とします。なお、滞在者につきましては、長期旅行や別荘地などに滞在する長期滞在者と、短期旅行に加えて通勤・通学や行楽・レジャーなどで一時的に滞在する短期滞在者とに分けて捉えます。長期滞在者には市民と同じ取り組みが求められますので、以下断りがない限り、滞在者とは短期滞在者のみを示します。

- 市民…市内に住んでいるすべての人が対象となります。
- 滞在者…別荘地などに滞在している人や旅行者に加え、通勤・通学者も対象となります。
 - ・長期滞在者…滞在者のうち、長期旅行者や別荘地などに滞在している人が対象となります。第4章、第5章の取り組みについては、市民と同じとなります。
 - ・短期滞在者…滞在者のうち、通勤・通学者や短期旅行（2,3日程度）などで一時的に滞在する人が対象となります。
- 事業者…市内で事業活動を行うすべての人が対象となります。市民でなくても対象となります。

2) 計画の位置付け

「環境基本計画」は、南房総市環境基本条例第9条に基づき定めるもので、南房総市総合計画（平成20年度～29年度）を上位計画とし、環境面からこれをサポートする基本計画として位置付けられます。

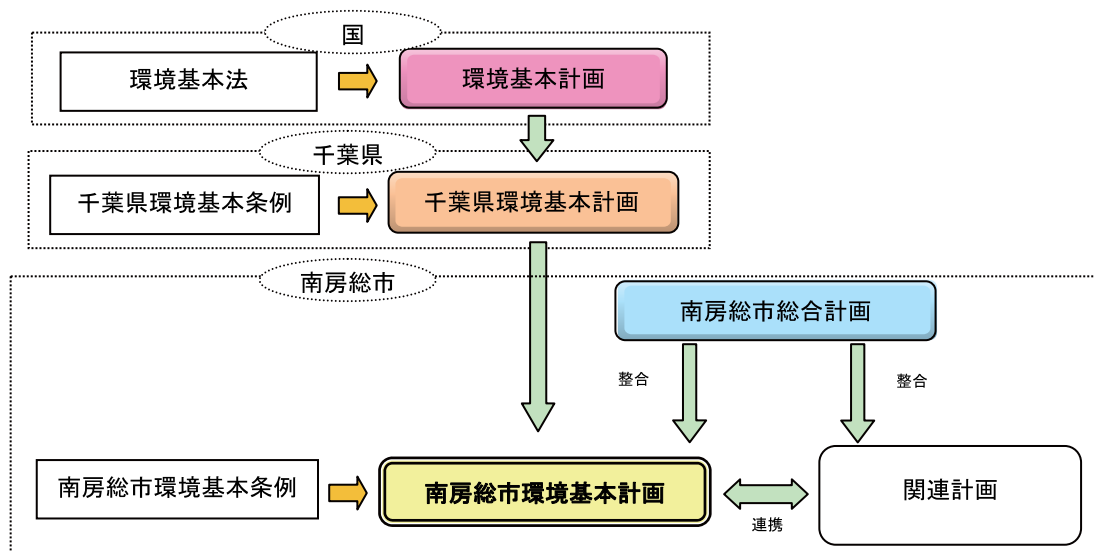


図1-2 南房総市環境基本計画の位置付け